

関西映像プロダクション協会 会則

第一条 (名称)

本会は関西映像プロダクション協会（略称＝関映協）と称する。

第二条 (目的)

本会は関西地域社会で活動する映像ソフト制作会社、関連団体相互の情報交換や事業を通じて、映像産業の振興に寄与し、社会的地位の向上と地域社会への貢献を目的とする。

第三条 (事業)

本会の目的を達成する為に、幹事会の協議を経て必要な事業や活動を行う。

第四条 (会員)

本会の会員は、関西各地域を基盤として活動している映像ソフト関連事業体で、この会の趣旨に賛同し、幹事会で承認された個人・法人・団体を会員とする。また、関連業界に属する個人及び法人団体は、賛助会員とする。

本会に入会希望者は、代表者名によって申し込まなければならない。

会員は定められた入会金、年会費を納入しなければならない。

入会金1万円・年会費3万円とし、賛助会員の年会費も3万円とする。

本会を退会する会員は、すみやかに届け出る事。また本会の名誉を著しく傷つけた会員は、幹事会の議決によって除名する事が出来る。

第五条 (役員)

本会には次の役員を置く。

幹事会を構成する役員（幹事・監査役）は、総会で選任された者、または代表幹事が推薦し、幹事会で承認された **15名以内**とする。

役員任期は一年とし、再任を妨げない。

幹事会役員互選により、代表幹事1名・副代表幹事2名・事務局1名・幹事若干名・監査役1名を選出する。

本会には顧問・相談役を幹事会で推薦する事が出来る。

幹事の役務については幹事会で定める。

本会は必要に応じて、専門委員会を置く事が出来る。

委員長は幹事会で選任する。

代表幹事に事故ある時は副代表幹事が是に当たる。

監査役は本会の会務と会計を監査する。

第六条（会議）

本会は会員全員参加による総会を年一回（5月）開催し、事業計画及び活動報告・予算・決算等の重要事項を決議する。

総会の議長は代表幹事が行い、委任状を含め3分の1以上の出席で成立し出席会員（委任状を含む）の過半数の同意を持って議決する。

幹事会は幹事・監査役で構成し、随時開催する。代表幹事又は副代表幹事は本会会務の運営処理に当たる。会議の進行は代表幹事が担当する。

幹事会は代表幹事が招集する。

第七条（事務局）

本会は事務局を置き、会の運営補佐・事務処理に当たる。

第八条（資産と会計）

本会の資産は、入会金・年会費・寄付金等で構成し、管理・運用は幹事会が担当する。

第九条（会計年度）

本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第十条（会則の改正）

本会の会則の改正には総会で3分の2以上の同意を要する。また、会則に定めない事項は幹事会でこれを定める。

（付則）平成13年5月24日施行

平成18年5月11日改訂

平成20年5月22日改訂

平成21年5月20日改訂

平成25年5月23日改訂